

平成 25 年 第 7 回横浜市税制調査会
議 事 録

日時：平成 25 年 8 月 5 日（月）
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
場所：横浜市庁舎 2 階応接室

平成 25 年 第 7 回横浜市税制調査会

平成 25 年 8 月 5 日 (月)
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
横浜市庁舎 2 階応接室

税制課長 それでは定刻前ではございますが、皆さんお揃いになりましたので、これより「第 7 回横浜市税制調査会」を始めさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、暑い中、またご多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、まず、会議の開会にあたりまして、定足数のご報告と会議の公開についてお諮りしたいと思います。

本調査会運営要綱では、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、全員のご出席をいただいておりますので、定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

次に、会議の公開についてですが、こちらも要綱により調査会の会議は公開するものとする事とされておりますが、要綱第 10 条の規定により、調査会の会議の全部又は一部を公開しないこととする場合には、座長が決定するものとされております。座長、いかがいたしましょうか。

座長 今日の議題を見てもいつも通り非公開にするようなものは含まれていないと思いますので公開でよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、本日の会議は公開ということでよろしくお願い致します。

税制課長 ありがとうございます。それでは、議事に入る前に財政局長の柏崎より、ご挨拶を申し上げます。

財政局長 財政局長の柏崎でございます。

お忙しい中横浜市税制調査会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

先月は、横浜みどり税の充当事業の現場ということで長い時間にわたって実地調査をしていただきました。ありがとうございました。

私も視察に同行をさせていただきましたが、現場でそれぞれの取組の中身、あるいは周辺の状況など、色々肌で感じる事ができたのではないかと思います。

本日も最初の議題が「現行の横浜みどり税の検証・評価」となっておりますので、是非その時のことを思い起こしながら活発なご議論をしていただければと思っております。

また、本日は、新設された「新築された省エネルギー対策住宅に対する都市計画税の減額制度」など、環境・防災関連施策促進のための課税自主権活用にも本市は取組んでおりますので、その点についても検討、検証ということで、私どもからも報告させていただきながら、ご議論いただきたいと考えております。

限られたお時間ではございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

税制課長 では早速、議事に入りたいと思いますが、ここからの議事進行は座長にお願いしたいと存じます。座長よろしくお願ひいたします。

座長 委員の先生方、本当にお暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。

前回、現地を見させていただいて、私は非常に役に立った現地調査だったと思います。

改めて申し上げますが、机の上だけで議論しているのではなく、新しい税金を提案して実行しているわけですから、きちんと責任をもって検証する、現地を見ることは我々の責務であると改めて感じたところです。ありがとうございました。

本日も、新税、つまり市民の方々にわざわざ特別超過の負担をお願いしているものですので、一括りという時期で検証をしていく。本日は主として税制・財政という点からの検証になりま

す。本日の議題が、お手元にありますように、みどり税の検証、様々な資料がございます。2番目が省エネの減税、これは横浜独自にやっているものなので再確認をしたいと思います。

それではまず最初に、資料がたくさんありますので説明が少し長くなるかと思いますが、お聞きいただければと思います。よろしくお願ひします。

税制課長

お手元の資料の、資料1から資料5までが、この議題の関係の資料となります。全部まとめてお聞きいただいてからご議論いただいた方がよろしいかと思いますが、少し長くなると思いますが、ご容赦下さい。

まず、資料1と右肩に入っております資料、「横浜みどり税に係る税制の検証に関する主な論点(案)」の資料でございます。1枚おめくりいただきますと裏面に論点を書いてございます。

まず、課税手法についてです。横浜みどり税は市民税均等割の超過課税という課税手法をとっているわけですが、これについてどう考えるのかご議論いただきたいと思います。

2番目は課税期間ですが、5年間という課税期間についてどう考えるか。

また3としまして納税義務者、市民税の納税義務者と同様となっておりますがこれについてどう考えるか。また欠損法人については課税免除措置を取っていますが、このことについてもいかがかという問題です。

4番目としまして使途ですが、みどり税にふさわしい使途として整理したこれらの内容についてどのように考えるかということです。これまで主としまして、①として樹林地・農地の確実な担保、②として身近な緑化の推進、③として維持管理の充実によるみどりの質の向上、④としてボランティアなど市民参画の促進につながる事業、以上4点を使途として整理したところでございます。これについて検証いただきたいということです。

また、5番目の税率について、現行の税率個人900円・法人9%という税率についてどう考えるか、という問題です。

以上、5つの論点について、それぞれ以下に参考資料をつけておりますので個別に説明申し上げます。

まず、1番目の課税手法でございます。四角の枠内にありますが、現行の制度の内容です。みどり税の課税手法は、市民税均等割への超過課税です。

この旨につきましては、税制研究会の最終報告書、平成20年の8月にまとめたものですが、こちらには、「緑の保全・創造に向けた新税として、市民税(個人・法人)均等割への超過課税によって、多くの市民の方々に広く薄く負担を求めていくことが適当」と整理をしております。その趣旨は、3点ありまして、「横浜は、首都圏としての立地環境等から、強力な開発圧力にさらされており、緑は年々大きく減少」、「このような横浜において、緑を保全・創造していくためには大きなコストを要し、他都市の行政需要や標準的税負担による行政需要を超える水準のコストと考えられる」、また、「緑の保全・創造による受益は、市民である個人・法人に広く及んでいくことから課税手法としては市民税(個人・法人)均等割の超過課税がふさわしい」という整理がされております。

続きまして、次のページでございますが、課税期間です。現行のみどり税の課税期間は、個人は、平成21年度から25年度までの各年度分の個人の市民税、法人は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度等に係る法人の市民税ということで5年間となっております。

これにつきまして先の報告書では、「定期的に事業効果の検証を行っていくうえで、5年間という期間設定が合理的」と整理しております。

また、下の表にありますとおり、他自治体におきまして同様の手法をとっているものにつきまして調べたところ、課税期間はいずれも5年間となっております。

続きまして、参考3は納税義務者になります。みどり税につきましては、個人は、個人市民税の納税義務者、法人は、法人市民税の納税義務者ということとしております。

これについて先の報告書では、「受益との関係について見てみると、憩いや景観形成、ヒー

トアイランド対策、CO2 吸収、新鮮・安全な食料生産、防災などといった緑が有する多面的な機能に着目すれば、緑の総量を維持・向上させ、また、その質的価値を向上させていくことによる受益は、市民である個人・法人に広く及ぶと考えられる。このような点を考慮すると、新たな税負担を検討する場合の手法としては、地域社会の費用を、広く住民が負担するという性質を有する税である市民税（個人・法人）均等割への超過課税によって、多くの市民に広く薄く負担を求める方法によることがふさわしいと考えられる。」と整理されております。

また、欠損法人の取扱いについてですが、これは 20 年の 12 月、条例が制定された段階であります。個人均等割では低所得者に対する非課税制度が設けられているのに対し、法人は収益の有無に関わらず、原則として、全ての法人に均等割がかかる。このような点を踏まえ、現在の大変厳しい市内経済の状況を勘案し、当面の 2 か年について、利益計上のない法人には、新たな負担を求めないこととする」ということで軽減措置を設けました。

その経過については次の 6 ページに掲載してございますが、平成 20 年 9 月にリーマンショックが発生しまして、12 月に条例を制定することとなりました。しかし、ご承知のとおり、現在の大変厳しい市内経済の状況を勘案し、当面の 2 か年について、利益計上のない法人には、新たな負担を求めないこととするが、附帯意見としましていわゆる欠損法人に対する 2 年間の課税免除について、免除期間経過後の経済状況等に十分配慮し、必要に応じ柔軟な対応を検討することという市会からの附帯意見がついておりました。これに基づきまして、平成 22 年から毎年条例の一部改正、上から申し上げますと、平成 22 年は今後の経済状況の見通しが不透明であること等を考慮し、特例措置を 1 年間延長しました。翌年は景気が依然として厳しい状況にあることを考慮し、特例措置をまた 1 年間延長しました。さらに昨年 12 月には経済状況が依然として低迷していることを考慮し、特例措置を 1 年間延長ということで計 5 年間継続となったものでございます。

なお、次のページの資料には欠損法人の状況ということで、欠損法人の資本金等の額、従業者数、法人数等がありますが、後程出てまいりますのでそちらで説明いたします。

次のページは、参考 4 の用途になります。みどり税の用途は、先程も 4 点申し上げましたが、この点につきまして、税制研究会の最終報告書では、「用途としては、まず、より確実な緑の保全・創造につながるものを選定することが望ましい。間接的な支援策よりも恒久的な保全策である買い取りによる公有地化がより相応しい」、「広く市民が緑の維持保全を支えていくという観点から、保全により直接的な効果がある公有地化や、保全措置が講じられた樹林地等の維持管理支援に、超過課税による税収を充てていくことが考えられる」、また、「市民が身近に緑を実感することができるような緑化の推進や、間伐等による森の再生、人のにぎわう森づくりなど緑の質の向上につながる取組、森づくりボランティアなど広く市民参画につながるような取組に充てていくことも、超過課税の趣旨にかなう」と整理がされました。

次のページの表には、みどり税の用途の主な例として、上の 4 点に応じてみどりアップ事業で取り組んでいる事業内容の代表的なものを参考例として掲載しています。一番上では①樹林地・農地の確実な担保としては、事業としては特別緑地保全地区指定等拡充事業として、事業費 440.8 億円を充てております。また、このうちみどり税は 51 億 3000 万円が充てられています。以下前々回にみどりアップ事業の説明がありましたとおり、これで全てが掲載されているわけではありませんが、代表的なものだけを掲載しております。なお、ここに掲げている事業費と充当額につきましては、当初 5 か年の計画段階のものとなりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、税率になります。みどり税の税率は、個人が年間 900 円、法人が現行の年間均等割額の 9%相当額となっております。

この点につきましても報告書によりますと、「新たに必要となる一般財源（約 38 億円）をもとに、仮に全てを市民税均等割超過課税によってまかなう場合、市民負担額は、中間整理がされておりました、その段階で示したものと同程度。これは先ほど一般財源が約 38 億円という前提がありまして、そこから算出される税率は個人が年間 1,300 円、法人が規模に応じた均等

割額の13%」、これが先ほどと同じ表になりますが法人市民税の均等割額の表が下にあります。左から均等割の額5万円～300万円段階別に分かれております。それぞれに13%を掛け合わせますと、上の文章中に書いてあります6,500円から390,000円という数字が出てきます。これが当初の設定でございました。またこの点につきましては、「今後、具体的な税率の設定について、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の事業内容、事業費を更に精査し、新税以外の方法による財源確保努力など更なる内部努力を行ったうえで、適切な水準の税率を導き出すべき」とされ、最終的には、行政及び横浜市会の決定に委ねられたところでございます。

この報告書に基づきまして、その後、本市におきましては、平成20年10月の市民意見募集を行った時点で提示した税制案では、税率を個人が1,100円、法人は年間均等割額の11%相当額と若干引き下げをいたしました。次のページにまいりまして、みどり税制定の条例を議案として提出した段階の税制案としましては、税率が個人が900円、法人9%相当額、ただしこの場合の法人は当初2年度間は利益計上のない法人は除くということとしました。これによる税収規模は、年平均約24億円、内訳としては個人約16億円、法人約8億円となっています。

これら税収につきましては最後のページにグラフをつけております。21年度から若干年度ずれがありますので26年度以降までです。概ね、平年度化された22年度、23年度、24年度、25年度は総額としては20億円程度、個人で15億円、法人で5億円という安定した税収が得られていることがわかるかと思えます。以上が資料1の説明でございます。

続きまして、資料2ですが、こちらはみどり税の執行状況に関するものでありまして、中身をご覧くださいますと、前々回に環境創造局から説明がありましたみどりアップ事業の現状の報告の中ですすでにご説明した内容で、事業費の推移、みどり税の執行状況、樹林地を守る施策、農地を守る施策等それぞれの概略が記載されておりますが、すでに説明させていただいておりますので本日は割愛させていただきます。

続きまして、資料3をご覧ください。こちらは、みどり税とともに導入しました、固定資産税・都市計画税軽減措置に係る影響額の状況になります。横浜みどり税条例の中でこうした軽減措置を定めていますが、これに関して主な論点としては、横浜みどり税条例に基づくこうした固定資産税・都市計画税の軽減措置について、その効果や本市財政への影響をどう考えるか、ということで①、②とありますが、宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置並びに基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置になります。この2点についてご検討いただきたいと思います。

なお、この点に関しまして先の報告書によりますと、「税負担の軽減は、原則として、補助金を含めその他の有効な手法について幅広く検討を行ったうえで、限定的に実施すべき」としてしております。また、「新たに、身近な緑化の更なる促進に向け、固定資産税・都市計画税の軽減措置を導入していくことが考えられる」ことから、導入することとなったものです。

具体的にはまず宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置になります。2の制度の概要ご覧いただければと思いますが、「1,000㎡以上の耕作を行っている農家で、所有農地等を10年以上耕作すること及び農業用施設を10年間継続して利用する契約を横浜市と締結した場合、農家の敷地内にある農業用施設用地に係る固定資産税・都市計画税について、一般の農業用施設用地の税額との差額相当分を10年間軽減する」ものでございます。

下に軽減相当税額の表がございまして、左側には平成21年度から平成25年度までにそれぞれ適用した件数と面積が記載されており、平成21年度では32件、0.35ヘクタールの申請がありまして軽減を適用しました。5年間を合計しますと、25年度は正確な数字がでておりませんので省いておりますが、120件・1.5ヘクタール適用しております。それぞれ年度で適用しました軽減措置は10年間継続いたしますので、平成35年度までの表となっておりますが、トータルで申し上げますと、一番右の「計」の欄一番下になりますが、7,878万円が軽減相当額となります。なお、太枠で囲っています平成25年度までの累計値の数字は、欄外の一番下に書いてある1,679万4千円となります。

続きまして、次のページになりますがもう一つ軽減措置があります。基準以上の緑化に対す

る固定資産税等の軽減措置になります。2の制度をご覧いただければと思いますが、「建築物の敷地面積が500㎡以上の建築物の敷地において、一定の緑化基準を超えて5%以上の上乗せ緑化を行い、緑化部分全体を横浜市と10年間保全する契約を締結した場合、上乗せ緑化している部分に係る固定資産税・都市計画税の税額の4分の1を10年間軽減する」というものでございます。

こちらの3番目にあります表は先ほどと同様に、左側には適用数を記載しております。平成21年度で言いますと147件、8.8ヘクタール適用があります。5年間を合計しますと325件・38.7ヘクタールです。これも10年間継続しますので、トータルとしての軽減額は、一番右の計の部分の5億2,473万円の相当額となります。先ほどと同じように、四角で囲っております25年度までの累計は、欄外が一番下に書いてありますとおり、1億2,053万8千円が対象税額となります。以上が資料3の軽減措置に係る影響額になります。

続いて、資料4になりますが、こちらは、財政課担当課長から説明を致します。

財政担当課長

財政担当課長の藤村です。よろしくお願ひします。

それでは資料4でみどり税導入以降の本市の財政状況について概略を説明させていただきます。

上段が一般会計の決算額、下段が「みどり保全創造事業費」の決算、となっています。

まず、一般会計の決算ですが、歳入決算額が平成21年度で1兆5,185億円、以降概ね1兆4,000億円前後で推移しています。市税収入は21年度が7,139億円、以降概ね7,000億円前後となっています。このうちみどり税ですが、21年度の導入初年度が約15億円、以降概ね20億円から21億円前後で推移しており、5か年間で約99億円となっています。

次に歳出決算額ですが、21年度が約1兆5,000億円、以降概ね1兆4,000億円前後で推移しています。その下のみどり基金積立金は、横浜みどり税収入として基金に積み立てている額です。収入年度の関係でみどり税の歳入決算額とずれている部分もありますが、こちらも5か年間の合計で概ね99億円ということで、みどり税の金額と同額を基本的には基金に積み立てています。

次に歳出決算額の下ですが、「みどり保全創造事業費会計繰出金」として、みどり税以外の一般財源から公債費などを含んだ繰出金を21年度は13億9,000万円、以降概ね15億円から20億円前後の金額を毎年みどり会計に繰り出しています。一番下に実質収支とありますが、一般会計では10億円から多い年で約60億円弱の黒字決算となっています。

次に「みどり保全創造事業費会計」ですが、一般会計からみどり基金を通じて特別会計に繰り入れを行っています。21年度は、みどり基金積立金が15億9,300万円、これに対して特別会計は繰入金6億3,900万円となっています。これは間に基金を挟む形になっていますので、一般会計から一旦基金の方にお金を積み立てて、そこから必要額を特別会計に繰り入れる形を取っています。次の一般会計繰入金については、先程の一般会計決算のみどり保全創造事業費会計繰出金の額と同額が記載されています。また、その他の歳入については、緑地保全地区の買い入れに伴い、国費が5か年間で144億円、市債が21年度で18億8,400万円、今年度の予算で69億7800万円となっており、5か年間の合計では約211億円となっています。

次に歳出ですが、内訳はみどり税の対象事業とその他対象外事業費、それから公債費になります。まずみどり税の対象事業については、5か年合計で約330億円、みどり税対象外事業が約193億円、となっています。その下に参考で、みどり税の主要な使途である緑地の指定・買取に係る決算額の比較ということで、みどり税導入以前の平成17年度から20年度と、みどり税導入以後の平成20年度から24年度までの単年度あたりの平均額の比較を参考に掲載しています。みどり税導入以前の事業費約40億円に対して、導入以後は約72億円、このうち財源としてみどり税が単年度で約9億1,400万円となっています。その他の財源は市債が導入以前の約24億円に対して導入以後が33億円、国費についても約12億円であったものが、約22億円と増加しています。

税制課長

(3)については、先程資料3でご説明申し上げました軽減措置の影響額をそのまま記載し

たものでございます。以上が資料4の説明でございます。

最後にもう1点、資料5についてご説明いたします。こちらは、行政改革の取組について記載した資料となります。

おめくりいただきますと、平成25年度予算案より抜粋ということで、本市の25年度予算案でお示ししたものの一部となっております。上のタイトルですがしごと改革の推進ということで、不断の行政改革を進めるなかで取り組み状況をまとめていますのでご説明申し上げます。まず、アとしまして、徹底した事業の見直しということで、「市民生活や市内経済が非常に厳しい状況であることを踏まえてより一層の職員定数の削減に取り組むとともに、職員の自宅に係る住居手当を廃止するなど、市役所全体で、行政内部経費の徹底した見直し」に取り組みました。また、引き続き民営化・委託化の取り組みを推進したほか、外郭団体への財政支援等については、従来よりもさらに踏み込んだ見直しを行うなど、合計で709件、102億円の経費を削減したところでございます。

内訳としましては、表がございしますが、中段に左側に「見直し分類」がありますが、「市役所内部経費の見直し」、「民営化・委託化の見直し」、「使用料等の見直し」、「その他事業の見直し」とありまして、これら事業の合計としまして、一番下の段ではございますが、25年度で申し上げますと、見直しの件数が709件、その効果額については102億円となっております。こちらには経年としまして平成22年度から平成25年度までのそれぞれの見直し件数・効果額を記載しております。後程21年度が抜けておりますので資料の後半で21年度の補足をさせていただきます。その下は25年度について記載がありますので、25年度についてご説明をさせていただきますが、その下の主な見直し内容についてでございます。網掛けのところですが、①市役所内部経費の見直しで423件、38億円に相当するもので、主に人件費の削減で、資料を1枚おめくりいただくと、この5年間だけではなく、過去にわたりまして、職員定数の推移が左側の折れ線グラフで示されております。また右側の下の折れ線グラフは、人件費の推移ということで平成9年から平成25年まで段階的に引き下げを行ってきたと総論的に分析が行われております。続きまして、もう1枚めくっていただきますと人件費以外の取組が記載されておりまして、先程申し上げました②民営化、委託化の取り組み、例えば保育所の民間移管、③としてその他事業の見直し、「広報よこはま」の発行事業、こちらの発行経費を削減するといったものがございます。これらにより先ほど申し上げました709件、102億円となっております。右側のページは外郭団体改革の取組です。中段でございしますが、25年度予算では、外郭団体に対する財政支援等の見直しをより一層進め、外郭団体が保有する資産について、基金等の取崩しなどによる補助事業への充当や本市への寄附などを行うという形で改革が行われております。

もう一枚おめくりいただきますと、右側のページですが、こちらが25年度予算案とは別で平成22年度予算案より抜粋したものでございまして、下の表「事業見直しによる効果額の推移」の表でございしますが、先程掲載がありませんでした平成21年度の数字が太枠の右にありますので、21年度と先ほどの4か年分を合わせまして5か年の数字としてご報告させていただきたいと思っております。

以上が説明になります。それでは座長、ご検討の程よろしく申し上げます。

座長

まずは、冒頭で説明いただいた論点について、先生方からご意見をいただくことにしたいと思います。その前に論点と直接関係はないが、行政改革のところで、質問ご意見があればお願いします。

委員

あえて聞くのですが、横浜市立大学の独法化で2,633名減ったとありますが、直営の従業員は減ったということですが、市大の運営経費は市から出ていますか。

委員

定かではないですが、20~30%ぐらいだと思います。

委員

国の独立行政法人や国立大学法人と同じで、結局国費でやっている部分だったら、「直営」の人員数が減ったとしても、結局負担は残っているのだから、同じではないかという批判はあります。だから説明に気を付けないと。直営の従業員が2,633人減ったとしても、まだ予算を

入れて使っている部分があるのではないのでしょうか。

座長

おそらく、この部分は非正規でカバーしているのでは。非正規率は3割ぐらいあるのでは。全国平均が3割です。

委員

単面的には下がっているのかもしれないけれど、専門性や熟練度といった点でサービスの質も下がっているような気がして、あまりよくない話だとは思っています。

だから、グラフの急な減り方というのは、わざわざ注書きで説明しているのは丁寧でいいと思いますが、やはり少し気になります。

委員

もう一つ、資料5の5ページのところで、緑の協会だけ、自主財源を活用し、本市からの貸付金を全額繰上償還とあるのだけれども、自主財源というのはどういうものなのでしょうか。借入金を返せるような体力があるのでしょうか。

利用料収入があるとかそういう話なのか。基金に積んで運用益がたまたまたくさん出ているということなのでしょうか。

座長

ここの部分はみどり税に関わってくる部分なのでお聞きしたいと思います。

委員

ランニングコストはみどり税で入れるようになりました。今までやっていたものが浮いて、それでもって返せるようになったので取り返したということなのでしょうか。

税制課長

調べさせていただいて、後程報告します。

座長

当然ながらみどり税の検証をするときに、この税を導入する時から気になっていた横浜市の財政状況によっては新税でなくてもいいのではないかということは、もう一度検証しなければいけないので、あえて財政状況・財政改革の取組について報告していただきました。その部分は、我々としては財政局を信頼することとします。

座長

ここからは、みどり税に直接関係するところで検証していきたいと思います。

資料1の表紙裏面に5点論点が出ています。もう一つは、資料3の表紙裏面にもう一つの論点があります。これらについてご意見をいただきたいです。

まず、1課税の手法について、つまり一番平らで、皆が払っている市民税均等割に超過課税を課することが良かったのかどうかについて検証します。

座長

趣旨のところ、メモを3点いただいています。そもそも話をするともう少し膨らんだ話になります。

通常、法定外税もしくは超過課税をやる場合には、なぜ税が必要なのかという論拠からいって、議論の入り方としてはまずは応益的な考え方からになります。応益的な考え方になってきたときに、そもそもPPP（原因者負担原則）的な原因者があるようなものがあれば、原因者に負担させればいいのではないかという議論になってきます。今回みどり税の場合には、原因者である開発者に課するのかについて我々は5年前に議論したわけですが、開発者課税というのは中々難しいだろうということで、むしろ逆に受益者である市民に負担をしていただく、その場合に、市民一般に広く及んで個々に受益の帰着を特定できないので均等割だというロジックになっていますがこれで良いか。ただ、横浜市は面積が広いので、地理的に考えてどうなのかというのが新たな論点かもしれません。樹林地が中心になっているので、横浜駅の周辺、横浜の中心部はみどり税の効果は見えにくい。自然を残すためにやっているのでもやむを得ないところはあるが、緑が残っているところの受益が目に見えて、そこから遠い市民にとってはどうなのかというのが、少しだけ論点になるかもしれません。

以上、少しまとめさせていただきましたが、他の論点と被る部分はあるが、例えば課税の手法と納税者は論点がかかなり被るので、どちらで発言していただいても結構なので、一巡発言していただきたいと思います。

委員

他の市でみどり税のような超過課税を行っているところはありますか。横浜市のやり方が全国に広まったと言えるのでしょうか。

税制課長

本市導入以後、同様の課税自主権を活用したところはありません。

委員

追随するところがなかったということは、その点も再考になる理由になるのではないのでしょうか。

座長 県税の場合には、かなり追随が出たが、横浜市のみどり税の場合は追随がありません。ただ、緑の場合には趣旨の1番目（強力な開発圧力）が一番大きいと考えているので追随が出なくてもそれほど問題ないと思います。むしろ開発圧力の高いところで、しかも緑を守りたい。

主税部長 補足をすると、いくつかの市から照会は来ています。みどり税を導入する一つの理屈として、横浜の地域性があるって、開発が続いているわけです。照会があった都市は、市域的にそうなのかということ、そういったところではない市もありました。

首都圏で照会があった都市は、ほとんど緑地が残っていないくて、緑地保全制度の活用の余地がなかなかありません。

座長 本日は、まだまとめる段階ではないので、一通りご意見を拝聴していきたいと思います。

委員 課税手法の均等割の超過課税という考え方からして、受益が個人・法人にも及ぶのでこういう手法をとるのは問題ないと思います。

その絡みで気になるのが、欠損法人の課税免除措置というのが、この考え方と照らし合わせての課題というか、リーマンショックのときならいざ知らず、おそらく1,000万円以下の法人に集中していることから考えても、こういう措置を取ったことが分からなくもないのですが、考え方からしてどうなのかなと思います。それと、平成24年12月の段階で既に景気が低迷していることを理由に免除してしまっているの、次は、難しいのではないのでしょうか。

財政制度等審議会でも来年度については平常時に戻っていくという考え方をとっているの、このまま継続というのはどうかと思います。

座長 ありがとうございます。ちょうど論点3でかぶるので、またその時点で詰めて他の先生方からも意見をいただきます。〇〇委員どうですか。

委員 PPPについては考えたことは考えました。しかし、難しいという結論だったと記憶しています。課税手法としては、サービスを特別に市民に提供するので、それに見合う超過課税を市民が担うしかないのではないのでしょうか。

〇〇委員と同様に、欠損法人については、どう考えていけばいいのでしょうか。

座長 欠損法人ですね。

委員 つまり、法人に対してどう考えていくべきなのか。

座長 そもそも法人をどう扱うかということですね。

委員 そのところが最大の難題なので。

座長 税の専門家にとって一番難しいところですね。

委員 法人に対して負担してもらおうというのを決めているから、そうすると景気が悪いからというのは少し難しい。ただそもそも論があるので、そこまで強く言えないなど。

委員 これ以外の手法が考えられるのでしょうか。例えば次のページの神奈川県の水環境保全税、高知の森林環境税や岡山の県民税も均等割ですか。

座長 神奈川県だけが所得割です。

委員 では、累進的にやるということですね。

座長 現状では税率一本なので、比例的にはなってしまうが、税額はそのままです。

委員 累進的にやるかということなのですが、事務的にコストがかかるとかややこしくなるとか、メリットではなくデメリットの方が大きいのか、比較してみないとわかりません。しかし、デメリットの方が大きければ、均等割が適切かと思います。

座長 税の根拠つまり課税の理由から言うと、受益から行っているの、所得割で行くことはできません。所得が高い人ほど緑が好きかということになるので、応益から行って応能に行くとロジックが破綻してしまいます。

神奈川県の水環境税も、年収が700万円からは所得があがるほど水道の使用量が多いという統計データを元に、所得割の上乗せを行った。

委員 担税力だけでは言えないと。

座長 花屋に行くと、所得の高い人ほど花を買うというデータがあれば、所得割に乗せることができるということですね。

委員
座長
委員

所得の低い人には、免除などありましたか。

もちろん課税最低限はあります。

もともとの緑の発想からすると実際の制度はややずれてしまっているのではないのでしょうか。

けれど、税制の現実の執行体制がなくてどうしようもないので、執行可能性を考慮した妥協の産物としてはこれくらいかと思います。

市民税の均等割に超過課税で受益という、少し説明が難しいのではないかと思いますのは、横浜市内で緑を受益している人は市民だけではない、という点です。例えば横浜市内に勤務、通学している、そういう人達も受益しているわけだから、市民税でとるということは、そのところが全く欠落していて、とても不公平な状態になっている。だから、受益という理由だけでの説明も難しいと思います。受益するなら横浜市で生活しているあるいは勤務している、そうした人達みんなに課税してもいいのではないのでしょうか。住民の行政サービスからの受益と緑の受益では受益の意味が違うのではないかということです。

それから、法人に課税しているという説明もできるのではないかとも思います。要するに、法人の事業所で横浜市内の事業所で勤務している人達の中には、横浜以外で住んでいて横浜市内に通勤して、昼間にその事業所で勤務している。その人達に市民税は課税できないわけだから、代わりに、一種の源泉徴収的な位置づけで法人課税を行っているといえるのではないか。そうするとどんな法人にも一律に課税するのは理屈に合いません。要するに、横浜市内に住所を持っている人と、そうではない人の割合で、その負担の比率を動かしていくというのも考えていいのではないか。ただ、一つの事業所で全員横浜市民が勤務しているとなると、市民税でとられて法人市民税でとられて二重課税になってしまいます。それと、従業員が全員横浜市外から通っていると、そこは法人自体の課税しかされていません。そのアンバランスも、法人に課税するといってもそのところを調整する必要があります。

座長
委員

法人の場合には課税標準は、非市民の従業員数でかける。

だから、ベンチマークとしては、法人市民税の均等割の何パーセントかをベンチマークにして、それが 100 と考えて、その 100 に対してその従業員の比率でかけて、実際のセクターの金額を決めるというマトリックスがあってもいいのではないのでしょうか。

そうすると、市民税で払って法人市民税で払ってという二重課税を排除できます。

それから、なぜ法人に課税するかという説明のしやすさになるかもしれません。法人は精神活動はないわけで、緑がきれいだとは思わないので、何か別のものの代理指標、プロキシになっている。そこをどう見るかです。

座長

せつかくここまで議論してきたので、2番をとばして3番にいきたいと思いますが、今のアイデアを含めて、どうでしょうか。問題提起をしていただいた〇〇委員、〇〇委員のご意見も含め、3番のところ、納税義務者、市民は市民でいいと思うが、やはり問題となるのは欠損法人の扱いということですが、なんなりとあらゆる方向から議論していただいて、今問題となっているところ、法人に何故かけるのか、かける必要があるのか、あるいは法人にかけるといふ根拠を被市民の従業員にも負担を求めるといふ意味で、会社に代替的に払っていただく、という整理をするのはどうでしょうか。あるいは、欠損法人についてもご意見をいただきたいと思います。金額については、資料 11 ページに市民税の均等割額が出ています。9%大体想像がつくわけですが、資本金と従業員数で均等割の金額が変わることから、大体計算すると、1,000万円以下で従業員数が50人以下だと4,500円。50人超で10,800円。1,000万～1億以下のところで、50人以下で11,700円。50人超で13,500円。大きくても13,000円よりも低いということで、これを免除するということが税の理論としてどうなのか、政治の話は後にしたいと思いますが、税の理論として意見をお願いしたいと思います。

まずは、〇〇委員いかがでしょう。面白いアイデア、あるいは法人に課税する根拠があるのかないかでも結構です。

委員

広く課税をするということから言えば、法人に対してというのも違和感はなかったですが、

確かに法人が緑を楽しんでいると言われると、どうかとも思いますが、ただ、技術的な話になるかもしれないですが、非常にわずかであるということから考えると、またそれが市民か市民でないかを分けて考えてというコストが収入を上回ってしまうのではないのでしょうか。

座長　　もちろん、報告書に何か書く必要があるという場合には、我々実行可能性も含めてモノを言わなければいけません。この時点ではこれはこうだと言いついていただいて、コストとか無視していただいても、当然税としてのあるべき姿を考えるのがこの場です。

委員　　広くという点でいうと、市民も法人も、の方がすっきりするのではないかと。

座長　　そもそも法人市民税をかけることがどういうことかという場合に、定説なので、個人も払っているのだから法人も横並びで負担をと、特に地方税の場合はそういう答えになります。そうになると、広く市民に負担を求めるならば法人も横並びで負担を求めるべきだということでしょうか。

委員　　「べき」とまではどうかと思いますが、その方が理屈としてとおるのではないのでしょうか。

委員　　最初に作ったときは、市が提供する緑の環境整備は、法人の事業活動にも何らかの形で受益があって、生産に直結するかはわからないですが、法人も負担して良いという考え方でした。いわゆる都道府県税の事業税と考え方としては同じです。

座長　　逆に、法人の負担なしで、個人だけでいうと、おかしいだろうという議論があったと記憶しています。

委員　　法人も適切な環境の中で、生産活動を行っているわけで、周りの環境からサービスを受しているのだから、個人と同じように課税するべきであるということです。

座長　　そもそも法人擬制説でいくにしても、そこに実在して工場なり事務所なりがあった場合には、周りの環境から当然利益を受けているのだから、個人と同じように負担すべきというのが、5年前の議論だったと記憶しています

委員　　それと同時に法人に対しても、環境整備することに協力してくれたら、逆に免除を与えると、減免の制度も用意したと記憶しています。

主税部長　　先程紹介した一定規模以上の緑化を行うとそこは減免されます。

委員　　それで協力してもらおうということです。

座長　　想定は大規模事務所と工場ですね。

委員　　減免をプラスに考えるということ。

委員　　法人・個人から、みどり税について何故このような税を課税するのかというクレームをいただいたことはないのでしょうか。

主税部長　　法人であるが故に直接課税するべきではないというより、むしろ、負担が重たいので見直しを欲しいというような意見はございました。

委員　　負担の問題、経済的な能力の問題ということですね。受益していなから、というわけではない。

主税部長　　はい。平成20年8月に税制調査会の前身である税制研究会より最終報告書をいただきまして、それに基づきアンケートを行っております。そのアンケートでは、多くの法人が一定の負担をすることについて理解をするという結果が出ております。

委員　　そうすると、同じ経済活動をしていても市民でない人が個人商店でやっていたら、みどり税の負担は無く、法人で従業員が市民で無い人であれば、法人自体のみどり税を負担していると。企業形態にゆがみを与えているわけですね。

主税部長　　個人商店は個人の市民税として、法人化しているところについては、法人に対して均等割の上乗せ課税がされます。

委員　　市民であれば負担をしなければいけないですね。問題なのは、市民ではなく市外から流入してきて、横浜市内で個人商店を営んでいる人たちです。それと、その隣に建っている法人化された同じような規模の事業者です。

主税部長　　厳密な意味では、市外在住者でも事務所・事業所を持っていると、個人市民税の均等割がかかってきます。いわゆる事務所・事業所課税がかかりますので、そこに対して上乗せ課税がさ

れることとなります。

座長 個人はもれなく課税されるということですね。やはり法人の欠損部分が漏れているということですね。

委員 つまり、個人商店ではなく法人で、従業員が市外から来ているところが抜けている。数としては個人商店より多そうですね。それから、法人の種類も問題です。法人住民税は全部の法人にかかっているものではないですね。

主税部長 国や市町村、国立大学法人、一部の公共法人などは課税されず、基本は、法人市民税の対象になるものについて、課税されるということです。

委員 そうしますと、公共法人や公益法人は課税されていないということですね。しかし、その法人が緑を享受していないかというところではないですね。

座長 ただし、神奈川県臨時企業特例税の話と同じで、今挙げたような法人に課税をするとすると、また地方税法違反だと言われる危険性がありますので。

委員 国や県、市など、役所も払えという話になる。

委員 横浜市自体も横浜市のみどり税を負担しろという話になります。地方自治法上の法人ですから。つまり、横浜市の職員で市外から通勤している従業員について負担が抜けている、ということですね。課税団体と納税義務者が同一というのはやや奇妙ですから、その分、内部の予算上、何らかの移転があってもいいかもしれません。課税するといっても神奈川県や国自体については難しいでしょう。また、学校法人や宗教法人も法人市民税は公益活動部分については免除されていますが、みどりの受益には所得は関係なさそうですね。教育活動や宗教活動のみどりの受益とは直接関係なさそうですね。なので、そういう公益活動部分について課税対象外にしているのはいかがかと思えます。

とどのつまり、私がいいたいのは、みどりの受益を根拠とするのであれば、みどりを受益している者はあまねく課税の対象にしないと、不公平だということです。

主税部長 ちなみに、類似している税金として各県では水源税や森林税といったものを導入しておりますが、多くの県が、個人だけでなく法人についても同じように均等割りの上乗せ課税をしております。神奈川県は法人を対象にしません。

座長 神奈川県はまさに例外で、臨時企業特例税を課税したことで法人に対する水源環境税の課税は遠慮したという背景があります。特殊な例なのであまり考えなくても良いと思います。

やはり今までの皆様のご意見の趣旨は、やはり欠損法人を除くということはやめた方が良いでしょう。理論から外れたことなので、税としては望ましくないと。

臨時的な景気なのか政治的な判断なのか、要するに租税特別措置としてあったけれども、理論的には望ましいことではないというのが我々の結論ということで、本日のところはご理解をいただければと思います。

それでは2番目の論点ですが、課税期間5年ということですがここについてのご意見はいかがでしょう。

委員 5年間くらいが妥当なのではないでしょうか。緑や樹木というのはあまり短期間で見ても仕方がないので。1年で枯れてしまったということもあるかもしれません。

座長 ここで新たな聞き方をしますが、いわば樹林地の保護ということで買い取りの約束をしている訳ですが、これを5年で区切ってしまうと何が起きるのか。これまで議論になったことがあったでしょうか。

要するにみどり税を継続しない場合における、買い取りの約束をした人に対する財源の保障などについて、導入時点では我々もあまり議論をしてこなかったように思うのですが。

これは非常に重要な問題として、一般財源で引き取っていただけるのでしょうか。

委員 それは、歳出面の保全に充てる財源にみどり税がどの程度の割合を占めるかということですね。ずっと同じ割合ではなく逡減させていく必要があるのではないかと。

要するに一般財源でも賄えるような歳出構造にしていくべきではないかという話だと思います。

そうでないと、同じ割合でみどり税を充当しては、みどり税がなくなった時に賄えなくなる。そうなれば駆け込み需要で買い取り要望は増え、みどり税が入ってくる限りにおいて色々な活動をして、それが終われば知りませんと。市民側の行動はそのような感じなのではないでしょうか。モラルハザードを起こしかねない。

座長

そういうことです。これはかなり影響の大きな話で、このみどり税を提言してしばらくしてからこの問題について改めて気になったもので。本日初めて問題提起をさせていただきますので、もう一度考えてみていただきたい。

課税期間5年間については当然だということは、委員の総意だと思います。しかし使途の方では基金を5年に合わせて作ったりやめたりするのか、基金自体は残して、財源が残ればそれで賄うのか。きちんと整理をしなくてははいけない。

委員

使い途を含めた事業の効果の検証ですね。

委員

みどり税関係の歳出の中で、みどり税の負担部分の水準を増やすのか減らすのか。その方向性を決める必要があるということです。一定のまま、あるいは逦増なのか、逦減なのか、ということです。

委員

検証していくことは非常に重要で、他の自治体では自動継続のような形になって、使い途も非常にあやふやになって来てしまっている。まさに今お話しがあったように、使い途を含めた検証をきちんとやるべきです。

座長

また、環境創造局の方にはご迷惑をおかけしますが、現時点でご予定されている事と継続、もしくはやめる場合にはどうすべきなのかという事を含めて、報告書にまとめていきたいと思えます。

委員

枠組みとしてはどのみち時限でやらざるを得ないわけで、あとは資金の出入りをどのように調整するかというレベルの話です。

基金を作ったのは非常に良かったと思えます。あとは、座長もおっしゃったようにみどり税の存続期間と基金の存続期間を一致させるのか、あるいは基金の存続期間を繰り延べて、貯金を少しずつ使っていくのか。緑は1日で成長するわけではないという理屈があるので。

座長

ここ非常に重要な点ですので、継続審議としたいと思えます。

4番目の使途の話に移りたいと思えます。まずは我々としては、恒久的な公有地化というものにメインを置こうという事でした。それから身近な緑化ということで、先ほども申し上げましたようになかなか目につきやすい所に上手くお金が回らないというのが現実なのですが、さらに維持管理の充実によるみどりの質の向上、ボランティアなど市民参画の促進とある訳ですが、この辺りについていかがでしょうかということで、まずは市民推進会議にも入っていただいております〇〇委員にご意見を伺いたいと思えます。

委員

使い道の部分については、市民推進会議では使い途の提案までするので、市民推進会議という担保があることは非常に意味があると思えます。

あくまでも私の評価だが、上手くいっているのではないかと思います。

座長

メインのところの評価を今いただいたのですが、そのほかには何かこれを入れた方が良い、外した方が良いと思われたことなどはありますか。

委員

税制研究会当時、使途の枠を決めた、整理したというのが非常に意義があったと思えます。他の使い方をしようとした場合には、税制調査会にも意見を求められ、以前に山手の土地の買い取りなどを検討したりしました。

座長

ありがとうございます。山手の買い取りについては個別に審議し整理したわけですが、ああいうもので新たに入れた方が良いもの、また、入れるべきでないものなど、税制研究会で整理した「使途の枠」について何かご意見がありますか。

委員

枠は合っていたと思えます。山手のような枠外はあくまでも枠外にし、個別に議論しておいた方が良くと思えます。

例えば、先ほど話に出たように横浜の駅前に緑化のための象徴する施設をつくろうという話が出てもおかしくないと思えます。

委員 都市開発とセットということですね。

委員 そうです。そういうものはむしろ枠外で議論することが良いと思います。

座長 やるのであれば、個別案件として議題にかけてやっていく方が良いでしょう。

委員 その方が機能すると思います。

座長 おおよそ使途の枠は良かったと。あとは使途の配分の問題ですね。

委員 それは市民会議の問題です。

座長 そこまで我々は税の立場からは言えないと。

委員 先ほどの、時限の話とリンクしていると思うのですが、例えば、買い取りの話と言うのも5年の時限であるから結構出て来たと思います。この5年間はみどり税の最初でしたから。

座長 そのペースが巡航速度かと言われると、延長をしていくうちに横浜市内の土地は全て横浜市の所有だということになる。そんなことはあり得ない訳で、第1期は駆け込み需要でそれなりの件数の買い取りがあつて、第2期も同程度だとしても、第3期、第4期となるにつれ買い取りの場所も少なくなってくるでしょうし、むしろ市街化地域の再開発に絡んだ街路樹や公園の整備など都心部の緑の再生にウエイトがかかる時期というのが来ると思う。

委員 その時点で改めて超過課税を続けるのか続けられないのかという議論をするべきですね。

委員 もちろん、それもあります。両方絡んだ話です。ただ、ずっとこの割合で支出をしていくというイメージは持ちにくいです。

委員 そういう意味では、基金化したのは非常に意味があると思います。

委員 そうですね。基金は繰延べの問題ですね。

座長 担保を与えることになりますので。例えみどり税がなくなったとしても基金が担保になります。

委員 その辺りの支出も、5年ですから、倍の10年分くらいの基金が積まれていれば、みどり税が終わっても、支出面は積んである基金を取り崩して、残りの5年間は基金で面倒が見られます。

座長 ですから、これは5年前にきちんとおこななければならなかったのですが、通常の事業と異なり担保で保障を与えるものなので、必ずしも課税の期間と基金の存続期間は一致しないという事を明記しておくべきだったということになります。

委員 そうしますと、基金残高の見込みが3億円ということで、見込みが妥当であるということですね。

委員 今後は、引当金のようなあるいは繰延資産のような項目を立てておいて、基金に残があつてもおかしくないという説明をしていく必要があるのではないのでしょうか。会計的なものを使って「見える化」していく必要があるかもしれません。

委員 繰延資産という意味と引当金という意味と両方ですね。現時点での支出の効果が将来にも及ぶ。将来の出来事・支出に対して現時点から積んでおく。

座長 ありがとうございます。使途については次回も引き続き議論をすることになると思います。お話をいただいた限りでは、使途については良いという印象です。

委員 では、最後の税率ですが900円・9%についてどう考えるかということです。これは、我々は1,300円・13%で最終報告書を作ったわけですので、我々がどこまで意見を言えるのかという問題もありますが、考え方についてご議論をいただければと思います。前回は、事業費から割り戻して計算をしたわけですが、その際にも論点となったのは個人と法人との釣り合いなどです。いかがでしょうか。

委員 税制調査会としてはそうですかとしか言いようがないのではないのでしょうか。議会で決まったことですので、我々は「それはおかしい」とは言えないですね。

座長 逆に税収が18億減ったことにより、何か事業を担当する環境創造局として何か問題が無かったかという事を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

環境創造局 1,300円から下がって、最終的に財源構成で対応したところですので、事業計画全体に対して下げたということではありません。当初見込んでいた事業量を計画に沿って進めて行けまし

- 課長 た。
- 座長 環境創造局の皆さんの身を切るような努力によって何とか事業の質を落とさずにできたということになります。
- 主税部長 10ページにございますように、平成20年8月に1,300円・13%という試算が出たわけですが、具体的な税率の設定については事業内容、事業費を更に精査し、新税以外の方法による財源確保努力などさらなる内部努力を行ったうえで、適切な水準を導き出すべきとこれが研究会のご指摘だったわけです。そのうえで、当時一般財源の増項分で38億円必要だということで、そこから1,300円という数字が導き出されたわけです。
- 10月にいわゆる本市の初めての税制案を出した段階で、研究会の最終報告なども踏まえ、一部行革などの財源努力をした上で事業費を32億円と圧縮し、6億円の財源捻出をしております。その上で、パブリックコメントを行ったわけですが、ちょうど9月にリーマンショックがあり、かなり厳しいご意見も多かったということで最終的に議案では900円まで下げたという経緯です。
- その中では、先ほど環境創造局からも説明がありましたようにある意味ではさらに国費を投入するなどの財源構成の工夫をすることにより、900円に落ち着かせたということになります。
- 座長 ありがとうございます。検証とすれば良くできているということだと思います。
- 委員 よろしいでしょうか。先ほどの入口の論点でもあった市民税でやるのがいいのかという議論とも絡むのですが、市民以外の人みどりを享受している人は負担をしてくださいという仕組みが作れば、そこから税収が上がってくると思うので事業規模を大きくするか、一人あたりの負担を小さくするか、その調整はまだ残っていると思います。
- 座長 5年前にも寄付の話をしたのですが、具体的には何も報告書にはいれなかったのですが。
- 委員 いや、寄付ではなくみどり税の仕組みの中に市民以外にも負担をしてもらうという話です。そうすると課税対象者数が広がると思います。
- 座長 受益でいく限りでは、やはり市民以外に負担を求める場合、やはり直接的な受益者で、例えば公園利用者や緑地に入った人に課税することになります。
- 委員 街の中を歩いている人もそうです。我々市民も街の中を歩いているから緑の受益をしていると言われるわけですから。
- 座長 そうすると、横浜市に入る方に検問所で払ってもらう事を考えなくてはならない。
- 委員 その代わりとして法人課税というのがあり得るのではないかと。それから法人と言ってもいわゆる商事会社などの普通法人ばかりではないのではないかと。そういうのはありではないでしょうか。
- 座長 税の考え方としては当然ありだと思います。
- 委員 例えば国立大学だってそうです。公益活動をやっているから法人市民税を免除することはあっても、緑を享受しているという考えはそこには含まれないわけですから。だからそこで、公益法人であってもみどり税はベースの部分を負担していただきますということは言えるのではないのでしょうか。
- 座長 課税の仕方が難しいですね。
- 委員 住民基本台帳上の住民の情報は市が持っています。なので、法人には、市内勤務者の総数と、減免の対象にする横浜市民で従業員である者の情報を申告していただければよいかと。申告データと基本台帳データの突合せは市自体でできます。オンラインデータですから、手間もかからないでしょう。住民税の基準日で考えればよい。総数情報は県の事業税で分割基準のところを使っているんで、そのなかで横浜市内事業所のデータだけ抜き出して検定すればわかると思いますね。正確に申告すれば減免されるので、納税者の協力も得やすい。
- 座長 理論としては、今のような考え方もありだということで、また報告書に今のご意見など入れていきたいと思います。
- 座長 では、資料3に記載のある「基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置」は、一定の緑化基準を超えて緑化を行った場合にその部分を減額するという制度についてです。もう一つ

は、「宅地内に農業用施設がある場合」に軽減する措置です。財政的な影響からすると「基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置」は大きいと思います。軽減される納税者からの反応はどうだったのでしょうか。

主税部長 座長 特に個別、具体的な要望としては聞いておりません。

座長 固定資産税・都市計画税の税額の4分の1を軽減するというのは財政的な影響が大きいと思うのですが、どうでしょうか。

委員 上乗せ緑化している部分の4分の1軽減です。「宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置」については、100%つまり全額を軽減しているのに、「基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置」は、4分の1しか軽減していないことになります。

座長 一件当たりの金額はどのくらいになりますか。市民に報告をしたいと考えていますので、教えてください。

税制課企画係長 一件当たり15万7千円の軽減、面積は、一件当たり1,190㎡となります。

座長 10年間の累計はインパクトのある数字になりますが、一件当たりになるとそれほど大きくないので、市民の方には、心配しないでくださいと言い切ってもいいですね。

委員 誘導策としては、4分の1ではなく、全額軽減とすると、工業関係・商業関係でも、緑のアクセラが踏める。今は、4分の1しか軽減していないので、事業者からすると、軽減してもらっているのか実感がなくインパクトが少ないのに、税収は減っているという隘路に陥っている気がします。

座長 効果と減税額の対応については、疑問が残ります。軽減をするならもっと大幅な軽減を行った方がいいと思います。

委員 都市部で緑を充実させるのか、周辺部で農業用地を持っている人を保全することを重要視するのか、市のみどり施策の中で比重をかける場所がどこかという事だと思います。どうして、4分の1の軽減だったのでしょうか。全額軽減でも良かったのではなかったのでしょうか。

主税部長 当時の、税制研究会時の試算ですが、「基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置」の軽減額を年間0.5億円と想定しておりました。

委員 当初の試算のイメージが、周辺部にウエイトがかかっている、都心部にウエイトがかかっていなかった、ということですね。

委員 それが良いかどうかは、条例を作る人の判断であるから、それで条例を制定したということは、民主的意思はそうだったと言えますね。

主税部長 「基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置」について、325件37ha行われているとは、どのように見るかですが、事業局からは、一定の成果があったのではないかと考えていると聞いております。

座長 初めてのことであったので、5年前も当時の主税部長が頭を悩ませていてどの程度減額を行うかということ私にも迷った記憶があります。今回の検証からすると一件当たりの軽減額のインパクトが小さく感じる部分もありますが、一定の成果・面積から言ったらそこそこカバーしているので減額する意味はあったと思います。もし、今後、横浜みどり税が継続するとなったら、その時に軽減率を考えるべきだと思います。特にこの5年間は、樹林地保護に比重をかけて、調整区域に足場をかけて政策を行っていましたので、それとの見合いで「基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置」については、市街化区域を対象に制度の制定を考えました。

委員 先ほどの駆け込み需要の話と同様で、5年間の時限立法ですから、今のうちにやっておこうという事業者が動いた可能性がありますよね。恒常的にこれだけでくるかはわかりませんよね。

主税部長 継続しないとなれば、駆け込み需要の様なものが発生すると思います。これが恒久税制になれば、どうかということです。

座長 この点も含めてもう一回ぐらいお伺いすると思います。横浜みどり税の検証について、包括的に話が出来たと思います。本日はまだまとめをしませんので、継続審議を含めてまた議論を行いたいと思います。それでは、議題2いわゆる環境・防災・省エネについてです。まずは、

資料6について説明をお願いいたします。

資料6「環境・防災関連施策促進のための課税自主権活用策と記載した資料をお手元にご用意ください。一枚おめくりいただきまして2ページになりますが、今回の主な論点といたしましては、環境・防災関連施策促進のための減額制度を、平成25年度から導入させていただいた所でございますが、現時点での状況について、まだ日が浅いですが、どうお考えになるかをご議論いただきたいと思います。内容は①から③に掲げてあります、新築省エネ対策住宅、熱損失防止改修住宅、耐震基準適合住宅、それぞれに係る減額措置についてでございます。3ページ目の資料でございますが、まず一点目の新築省エネ対策住宅に係る軽減制度です。「平成24年1月2日から平成28年1月1日までの間に建築された新築住宅のうち、『次世代省エネ基準』または『住宅事業建築主の判断の基準』に適合するものについて、当該住宅にかかる都市計画税を2分の1減額する」というものでございます。減額の要件、減額される範囲、減額される期間につきましては、委員の皆様はご承知だと思いますので、割愛させていただきます。4ページに進んでいただきまして、1年間に新築された住宅のうち、こうした省エネ対策住宅に該当するものがどの程度あるのかをグラフにしたものです。木造住宅につきましては、全体の45.5%、非木造住宅につきましては、30.1%が対象になっておりまして、合計しますと36.7%となります。これによりまして、5ページ目の表になりますが、減額制度に係る導入前後の比較をしたグラフになります。導入前と導入後でどれくらいの税の軽減が生じたかということと比較しております。24年度までは、都市計画税の減額は新築住宅の全てが対象でしたが、この減額制度よりまして対象が一部絞られたものでございますが、その結果右側の差引の欄ですが、合計では、9,642個の対象が減りました。軽減する税額については、9,500万円程度減りました。導入前よりも税を減額する数字は縮小されております。これをもちまして直ちに効果があるというような議論をすることは早計だと思いますが、数字はこのようになっております。つづきまして、「②の熱損失防止改修住宅に係る減額措置です。こちらは、「平成24年1月2日から平成28年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた住宅について、改修工事完了の翌年から1年間分、都市計画税の2分の1を減額する」というものです。減額の要件、減額される範囲の説明は割愛させていただきます。7ページ目はこの減額措置の固定資産税・都市計画税の減額等の推移でございます。実は、熱損失防止改修住宅につきましては、固定資産税は21年度から地方税法に基づく減額措置が法定されています。これを前提としまして、5年間の推移を見ますと、23年度に非常に多くの適用があり、その後24年度に段階的に減少しておりますが、これは、(注)にも記載してありますが、23年度、24年度は大規模な集合住宅の改修があったため、件数が増加しているという分析をしております。従いまして、件数の比較も難しいですが、数値的には、下の表の25年度と太枠で囲ったところですが、減額措置を講じた個数は326個、軽減税額としては、都市計画税は999千円で、金額としてはさほどの大きい金額ではないですが、減少しているところですが、単純な比較は難しいという状況です。

続きまして耐震基準適合住宅に係る減額制度に係る減額措置です。こちらは、平成24年1月2日から平成27年12月31日までの間に耐震改修工事が行われた住宅について、改修工事完了の日付に応じて、当該住宅に係る都市計画税の2分の1を減額するという制度です。減額の要件、範囲期間は割愛させていただきます。9ページのグラフですが、先ほどと同様、固定資産税は地方税法に基づきまして、こうした減額措置というのは、19年度から法定されております。従いまして、これに上乘せする形で減額措置を設けたものです。都市計画税については、25年度にあらたに適用になった個数は211個です。複数年の適用期間を含めた戸数は373戸になります。金額は757千円です。グラフにあるように、大幅に増減はなく、安定した減額措置というものが行われていると考えております。以上、簡単な説明ではございましたが、これらの減額措置は、本年度からスタートしたものであるため、その効果を検証するというのも難しいと思っております。特に②③の減額は、固定資産税の減額制度の上乗せ的に講じたものと、都市計画税を単独で見ても見ますと、軽減相当税額は多いものではございません。

しかしながら、本市としましては、環境・防災関連施策を促進していくために、税制調査会でご議論いただきまして導入した税制を大いに活用を図っていきたくて考えております。説明は以上でございます。

座長 始まって一年目ですので、検証をするというのは難しいとは思いますが、先生方からご意見をいただければと思います。4ページ5ページを見ますと省エネ住宅が3割から4割ありまして、減税によって促進されているのではないかと思います。何かご意見在りますでしょうか。

委員 所得税のローン減税との関係はいかがでしょうか。認定低炭素住宅は、住宅ローン減税が優遇されていると思うのですが。

税制課企画係長 求められる環境水準は、同じです。認定低炭素の方が高い水準になっております。

座長 CASBEEについては、推進していたのですが入っていないですね。

税制課企画係長 CASBEEは条例に入っていないです。

委員 どうしてCASBEEを条例に入れられないのでしょうか。減免されない人たちとの公平さを考えると、減免の根拠は条例に乗せていただきたいだけの話だと思えます。条例になると思っていたのに記載が無くて、もったいないと思えます。CASBEEそのものでなくても、CASBEEの枠組みとか骨組みとか、重要な部分だけを減免条例の要件に入れることはできないのでしょうか？CASBEEに乗れば、その上の減免条例の要件も満たせるような関係です。

座長 追隨してきそうな市町村はあるのでしょうか。

主税部長 今のところ本市での枠組みで行おうとしている市町村は聞いておりません。背景としまして都市計画税の新築住宅の軽減を市町村が一律で行っていましたが、各都市が順次廃止していきましました。大都市の中で本市が最後まで残りました。その際に単純に廃止をするのではなく、一定のインセンティブを与えていきたいという趣旨でこのような制度を制定しました。他都市は、既に都市計画税の減額を廃止していますので、更なる軽減については、租税支出の増加の面でも難しいのかと思っています。固定資産税の新築住宅の軽減を全体的に見直す中で考えているという話は聞いたことがあります。

委員 消費税が上がる中でこういう税制は有効だと思います。

座長 もっと宣伝すべきだと思います。

委員 質問よろしいですか。4ページですが、木造住宅の新築が9,192戸で省エネ住宅が4,178戸。非住宅住宅の新築が12,113戸で省エネ住宅が3,644戸。割合は45.5%に対して30.1%。木造は専ら一戸建て、非木造は鉄筋コンクリートの一戸建てかマンションという認識でよろしいでしょうか。

主税部長 一部、木造にも共同住宅や集合住宅があてはまると思いますが、全体の傾向から言いますと委員がおっしゃっていることであっていると思えます。

委員 どうして木造の方が省エネ対策しやすく、非木造の方が省エネ対策しにくいのでしょうか。情勢分析はあるのでしょうか。

税務課担当係長 申告制度をとっている中で、一定の基準を確認できたものとして制度設計をしている中で、木造家屋について確認できる書類が非木造より多いことがあります。また、非木造のマンションについては、開発業者が一定の省エネ対策をしても、それを確認できる証明等の書類を適用機関から取っている割合が木造より少ないということが言えます。

委員 マンションの販売会社や建築会社にこのような制度を活用したほうが、マンションを買う人が後でメリット得られるからそのような開発をしたらどうか、という広報をしたほうが良いということでしょうか。

割合が、1.5倍で木造の方が多いので、あまりにも開きすぎていると思えます。数%ですと、市場で分散しているのでたまたまそうだったと言えると思うのですが、かなり有意な差に見えてしまいます。提出書類の要件を木造と非木造で変えてみるなどで、調整する可能性はあると思えます。マンションの開発業者から建物の性能情報の資料を徴して、実際の各戸の所有者住民からは自身の居住情報だけを徴するとか。新築住宅の件数が多いのに省エネ住宅の割合が少ないというのは、市場は規模が大きいのにかなりネガティブに動いていると思えます。そこが気

になりますので、木造・非木造と横並びで執行していると思いますが、建築主・開発業者や建築事業者など関わる人たちが違うと思いますので、書類の作り方を変更するなどの措置をすべきだと思います。このままだと、横浜市は木造建築に力を入れているように政策的に誘導しているように見えます。マンションか戸建てかは別にして、防火性能から考えると非木造のほうが性能がよさそうに見えます。特に都心部、幹線道路沿線などは防火性能や耐震性能などをあわせて考える必要があるように思います。

座長

〇〇委員のご指摘のとおりですので、取りまとめに向けて担当部局のご意見を伺いながら、意見があれば税制調査会で考えますし、担当部局がこれでいいというのであればこのままになります。調整していただいて、次回にご意見をいただきたいと思います。本日は、横浜みどり税と横浜みどり税に伴う軽減税率として環境・防災の減税についてご検証・ご議論頂きました。最終答申に向けて継続して議論をしていきたいと思います。それでは、事務局にお返しします。

税制課長

先ほど〇〇委員から緑の協会の自主財源についてご質問を伺いまして、その件のご説明をさせていただきます。

総務課しごと改革推進課担当係長
委員

ご質問がございました、緑の協会の自主財源の件ですが、このために特別な財源を充てているのではなく、団体の収入や資産の中から総体として工面しているため、どの財源をもっていくら出しているかはわかりません。

わかりました。

税制課長

長時間にわたりましてありがとうございました。本日の調査会で議論した内容につきましては、後日、議事録を公開いたします。本日は誠にありがとうございました。